三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条~第 12 条 省略	第 1 条~第 12 条 省略
(印鑑登録証明書の交付申請等)	(印鑑登録証明書の交付申請等)
第13条 印鑑登録者が <u>、印鑑登録証明書</u> の交付を受けようとするときは、 <u>当該</u> <u>印鑑登録者が自ら</u> 印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。	第13条 印鑑登録者が <u>印鑑登録証明書</u> の交付を受けようとするときは、印鑑登 録証を添えて市長に申請しなければならない。
	2 前項の場合においては、印鑑登録証の提出により本人又は本人の授権による 代理人とみなす。
<u>2</u> 市長は、 <u>前項</u> に規定する申請があったときは、当該申請内容及び印鑑登録証 と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならない。	証と印鑑票とを照合し、当該申請が適正であることを確認しなければならな
0 かのタよが)もの担合は、かり石の内壁が短ぎ四キの大小と由きより担人)。	√ \ ^o _o
3 第3条ただし書の規定は、第1項の印鑑登録証明書の交付を申請する場合に	
<u>準用する。</u> 第 14 条~第 15 条 省略	第 14 条~第 15 条 省略
(印鑑登録の証明)	(印鑑登録の証明)
第16条 市長は、第13条第2項又は第14条第2項の規定により当該申請が適	第 16 条 市長は、 <u>第 13 条第 3 項</u> 又は第 14 条第 2 項の規定により当該申請が適
正であると認めるときは、印鑑登録者に係る印鑑票に登録している印影の写	
しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。	しであることを印鑑登録証明書の交付によって証明するものとする。
2 省略	2 省略
以下省略	以下省略